

退職給付に関する会計基準・適用指針 (ステップ1)の新基準確定について

対象先

DB年金

厚生基金

退職金

DC

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

ポイント

- 5月10日の企業会計基準委員会において「退職給付に関する会計基準」「適用指針」の新基準（ステップ1）が確定しましたので、概要をご案内します。
- 新基準の主な改正点
 - ・ 未認識項目の貸借対照表での即時認識（連結決算のみ）
 - ・ 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し
 - ・ 開示項目の拡充
 - ・ 複数事業主制度の取扱いの見直し
 - ・ 長期期待運用収益率の考え方の明確化
 - ・ 名称等の変更
- 公開草案からの主な変更は、いわゆる即時認識が連結決算のみで適用されることになった点です。
- 適用時期：平成26年3月期末・早期適用可
（退職給付債務計算に関する項目は、その翌期首から）
公開草案で示された適用時期から2年遅れとなります。

国際会計基準における退職給付会計（IAS19号）では費用の算出・計上方法が変更されていますが、今回の国内基準改正では費用処理の方法は変更されていません。

新基準の本文は5月中旬に(財)財務会計基準機構のHPIに掲載される予定です。

<http://www.asb.or.jp/>

- ✓ 米国など諸外国の動向や震災の影響等を踏まえ、日本企業へのIFRS（国際会計基準）の適用は慎重に検討すべきという意見も出ています。こうした状況を反映して、退職給付会計の見直しについては、平成22年3月の公開草案公表後、2年を経過しても基準が確定しない状況にありましたが、平成24年1月から審議が再開され、平成24年5月10日基準が確定しました。

国内基準の改正項目（一覧）

| 国内基準の改正項目 | | 主な改正点 |
|-------------------|----------------------|---|
| 貸借対照表上での即時認識 | | 未認識数理差異等を、税効果を調整し純資産で認識 |
| 債務計算の見直し | 退職給付見込額の期間帰属方法の見直し | 退職給付見込額の期間帰属方法として、期間定額基準、給付算定式に従う方法、の選択を認める |
| | 割引率の見直し | 原則、退職給付の見込支払日毎の複数割引率（給付支払時期・金額を反映した単一の加重平均割引率も可） |
| | 予想昇給率の見直し | 予想される昇給を含める |
| 複数事業主制度の取扱いの見直し | | 例外処理の適用は制度の内容を勘案して判断する（実質的には従来通りの取扱い） |
| 長期期待運用収益率の考え方の明確化 | | 退職給付に充てられるまでの期間を考慮して設定 |
| 名称等の変更 | 退職給付引当金 退職給付に係る負債 | 引当金については、計上する負債が引当金に関する会計上の要件を満たさなくなったため変更 過去勤務費用は年金財政上の「過去勤務債務」とは異なることを明示するため変更 長期期待運用収益率の考え方の明確化に伴い変更 |
| | 前払年金費用 退職給付に係る資産 | |
| | 過去勤務債務 過去勤務費用 | |
| | 期待運用収益率 長期期待運用収益率 | |
| 開示項目の拡充 | | より制度の運営実態を明確にするための情報追加 |

公開草案と確定した内容との比較

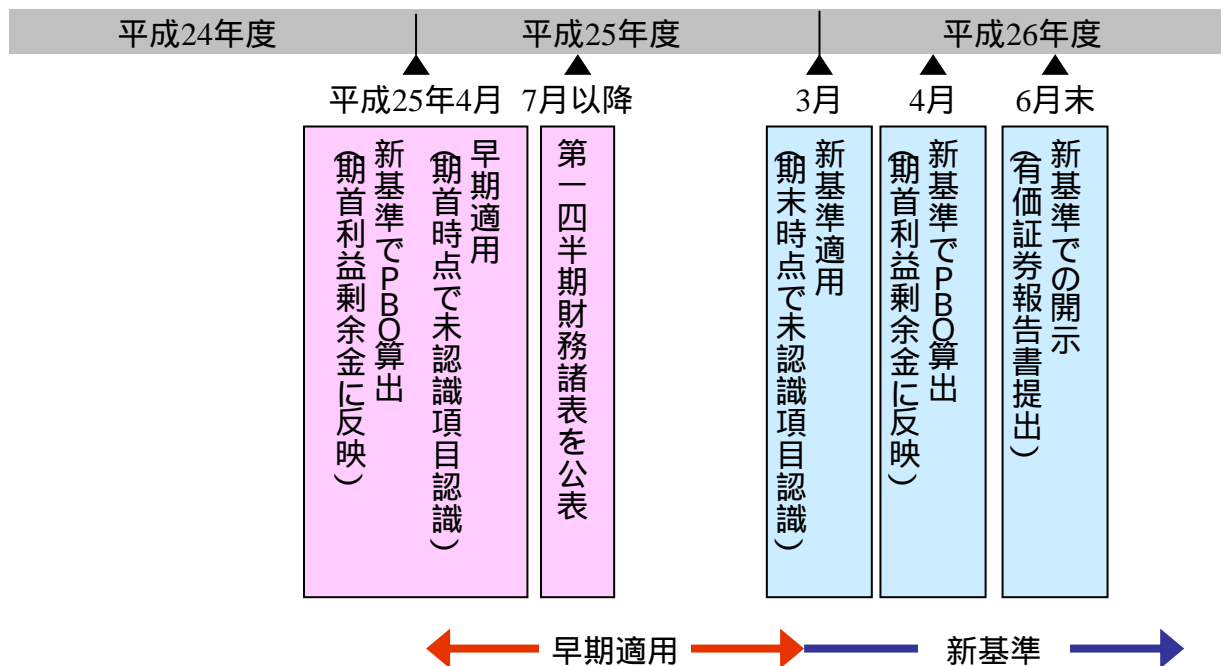
公開草案からの大きな変更点は、即時認識が連結決算のみとなったことです。単独決算への適用が見送られたのは、配当可能利益の算定、財務制限条項への抵触等が配慮されたためです。

| | 公開草案 | 確定した内容 |
|----------|--|-----------------------------|
| 債務・資産の変動 | 即時認識 (変動額をその他の包括利益に計上し、期末時価に評価替え) | 連結決算は即時認識 単独決算は従来通り、遅延認識 |
| 費用の算出・表示 | 従来通り (過年度に発生した数理計算上の差異等を一定期間で損益に計上) | 同左 |
| 情報開示 | より詳細な情報開示を要求 (負債・資産変動の内訳、資産の構成比等) | 同左 (一部、簡素化された項目あり) |
| PBO計算 | 割引率の設定・債務の期間帰属の方法 | 同左 (連結・単独とも改正) |

新基準適用のスケジュール例

公開草案から2年遅れでの適用となります。

[3月期決算企業の場合のスケジュール]



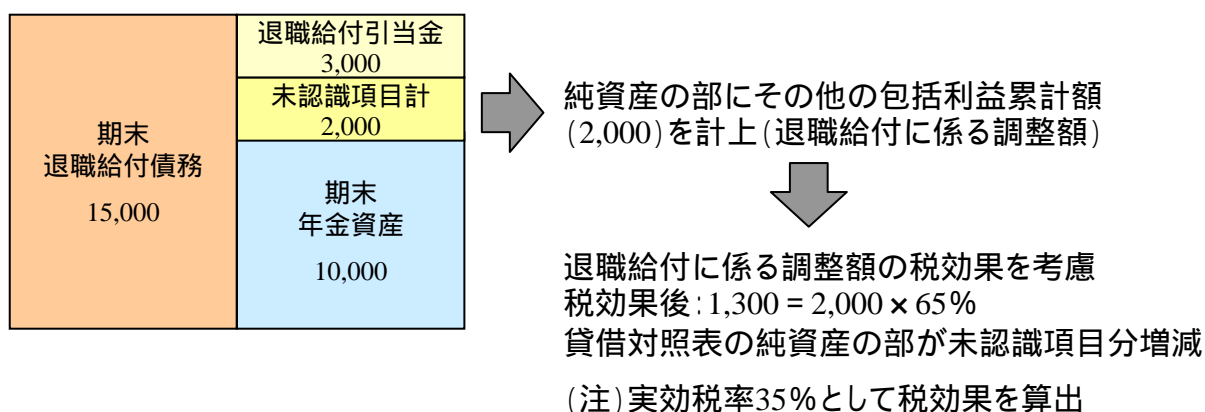
主な改正点

新基準では、現行の国際会計基準との相違点（債務計算、開示等）を改正し、あわせて国際会計基準で改正された項目の一部（未認識項目の即時認識）を反映しています。

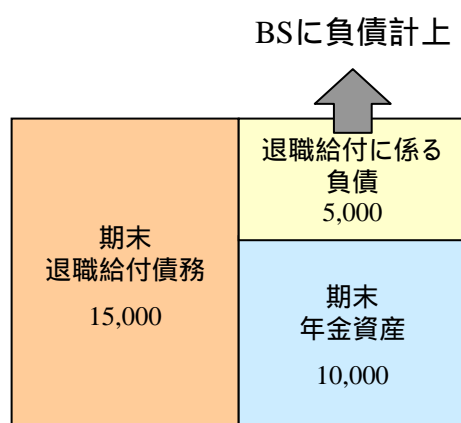
1. 未認識項目の貸借対照表での即時認識（連結決算のみ、単独は従来通り）

- ✓ 期末の退職給付債務と年金資産を時価に洗い替え、差額を貸借対照表に計上
- ✓ 未認識項目はその他の包括利益に含めて計上
- ✓ 計上したその他の包括損益は、税効果を勘案の上、純資産に反映
- ✓ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法は変更せず、一定年数で費用処理（遅延認識）
- ✓ その後の期間に費用処理する際に、同額のその他の包括利益を減額（いわゆるリサイクル＝組替処理）

<新基準適用時：旧基準に基づく処理>



<新基準適用時：新基準に基づく処理>



平成26年4月からPBOの計算方法が変更になります。変更内容と変更時の会計処理は以下の通りです。

2. 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し

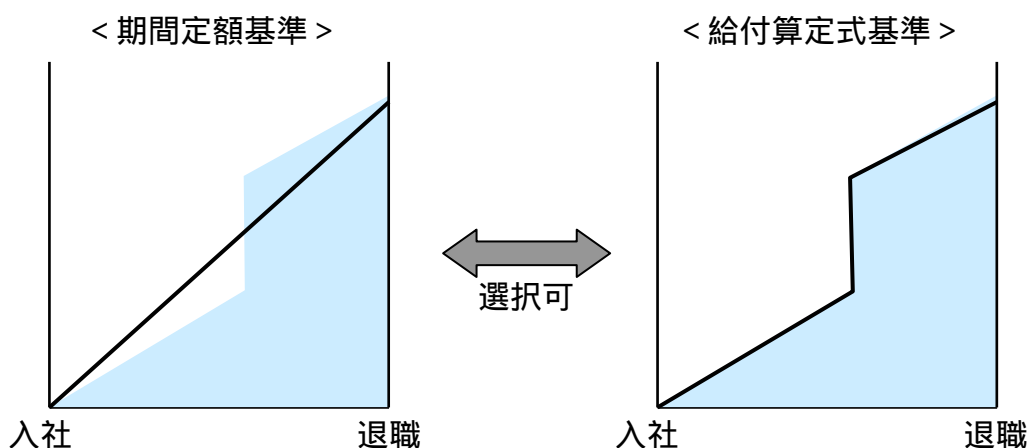
✓ 退職給付見込額の期間帰属方法の見直し

現行：期間定額基準が原則

新基準：期間定額基準と、国際会計基準の方法である給付算定式基準の選択制

退職給付債務 将来の給付見込み額のうち、現在までの勤務で発生した額の現価

$$\boxed{\text{退職給付見込額}} \times \boxed{\text{期間配分計算}} \times \boxed{\text{割引計算}}$$

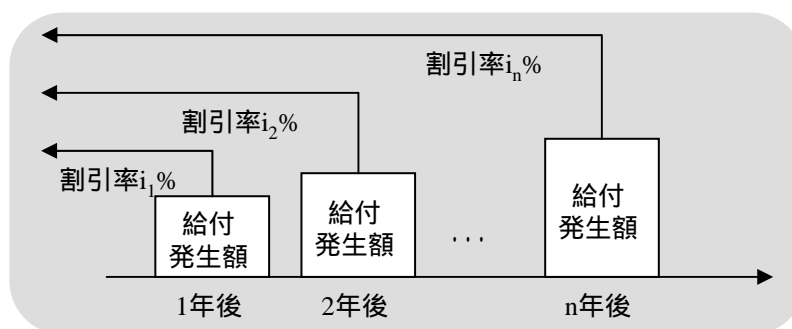


✓ 割引率の見直し

現行：従業員の平均残存勤務期間等に基づく単一の割引率も可能

改正案：見込支払日までの期間ごとに複数の割引率を設定(単一の加重平均割引率も可)

IFRSの考え方 給付支払い時期を反映した割引



割引率はイールドカーブによる水準を想定

✓ 適用時の会計処理

退職給付債務・勤務費用の計算方法

適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額は、期首の利益剰余金に加減する。過去の期間の財務諸表については遡及処理しない。

3. 開示項目の拡充

- ✓ 平成26年3月期決算より、開示項目が大幅に拡充される
- ✓ 現在の国際会計基準で採用されている項目を中心に追加

<注記に追加される項目(主なもの)>

- ・退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- ・年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- ・退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付に係る資産及び負債調整額
- ・その他の包括利益で計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳
- ・年金資産に関する事項(年金資産の内訳、長期期待運用収益率の設定方法)

残高調整表において開示すべき項目(開示例)

退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|----------------|---------|
| 期首における退職給付債務 | 100,000 |
| 勤務費用 | 5,000 |
| 利息費用 | 2,000 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 1,500 |
| 給付の支払額 | 2,500 |
| 過去勤務費用の当期発生額 | 8,000 |
| その他 | 500 |
| 期末における退職給付債務 | 98,500 |

年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|----------------|--------|
| 期首における年金資産 | 75,000 |
| 期待運用収益 | 1,500 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 3,000 |
| 事業主からの拠出額 | 500 |
| 給付の支払額 | 1,000 |
| その他 | 300 |
| 期末における年金資産 | 73,300 |

今後の方向性

- ✓ 企業会計基準委員会では、当初予定されていたステップ2(改正後IAS19号とのコンバージェンス)の取扱いについて、現時点では見解を示していません。ただし、IFRSを巡る諸情勢を勘案すると、当面先送りされる可能性は高いと考えられます。

以上